

## 5 暮らしやすい地域づくり



施策項目

### 【1】住民主体による支え合いの地域づくり

#### (1) 取組の背景と目的

- ▶ 誰制度が直接の対象としない地域生活課題については、かつては、地域や家族といったつながりの中で対応されてきましたが、昨今の人口減少や高齢化の急速な進展等によって家庭の機能は低下し、職場の人間関係も希薄化する傾向にあり、このような日常の様々な場面における「つながり」の弱まりを背景に、社会的孤立や制度の狭間の課題などが表面化しています。
- ▶ 公的支援が「支え手」と「受け手」という固定的な関係の中で提供される一方で、人と人とのつながりや支え合いにおいては、支援が必要な方も含め、誰もが役割を持ち、それぞれが生活上の安心感と生きがいを得ることができるとされています。
- ▶ こうしたつながりのある地域づくりには、「自分の暮らす地域をより良くしたい」という地域住民の主体性に基づいて、「他人事」ではなく「我が事」として行われることが必要であり、住民がつながり支え合う取組により、分野を超えて地域全体が連帯し、様々な資源を活かしながら、課題解決に取り組んでいくことが求められています。

#### (2) 基本的な進め方（課題）

- ▶ 平成29年に国が策定した「当面の改革工程」では、「地域課題の解決力の強化」「地域丸ごとのつながりの強化」「地域を基盤とする包括的支援の強化」「専門人材の機能強化・最大活用」の4つを柱と定めており、地域共生社会の実現に向けては、これらを一体的に進めていくことが必要です。
- ▶ 具体的には、住民が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みる仕組みづくりを目指していくほか、分野を超えて相談を受け止められる体制を整備し、単独の市町村では解決が難しい課題への都道府県による支援体制の確保などが「解決力の強化」に位置付けられており、「包括的支援の強化」では、地域包括ケアの理念を普遍化し、住民の支え合いと公的支援が連動した地域を支える体制の構築を図ることなどが定められ、各柱に沿った取組を行うことで、住民や地域の多様な主体が参画し、一人ひとりの暮らしと生きがいを地域でともに創っていくことが重要とされています。

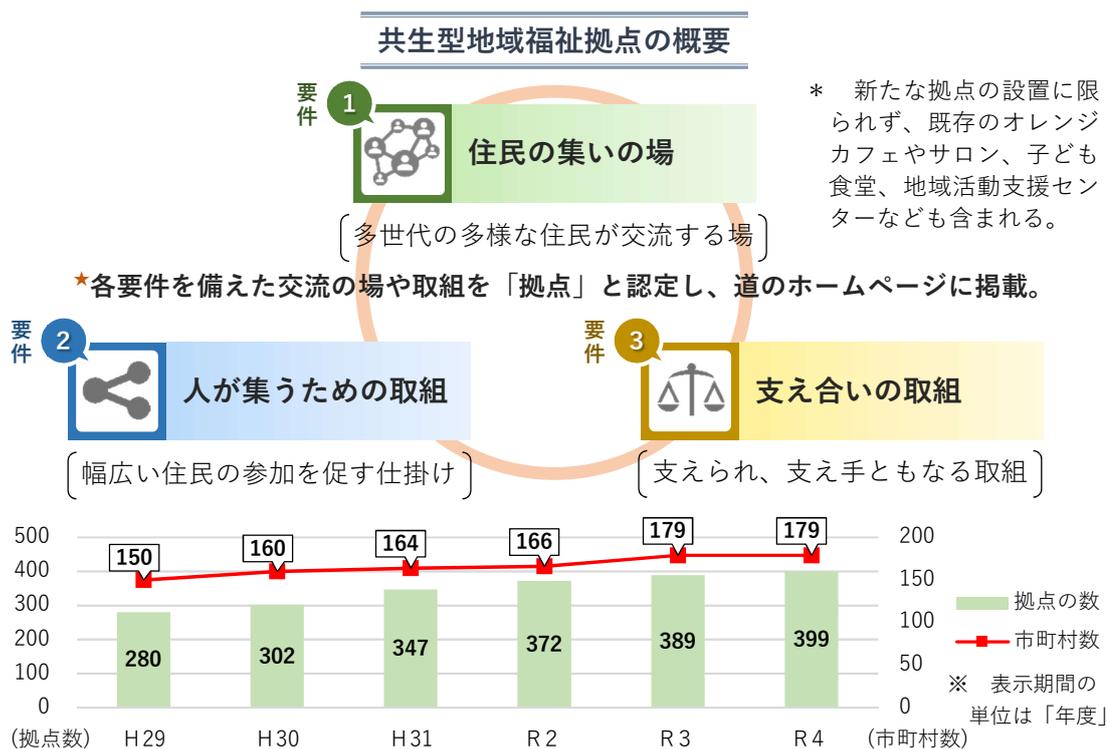
### (3) 具体的な取組

#### ① 共生社会の実現に向けた相互扶助の仕組みづくり .....

平成27年に国が策定した「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」では、包括的な相談支援システムの構築や高齢・障がい・児童への総合的な支援の提供といった新しい地域包括支援体制の確立により、誰もが支え合う地域共生社会の実現を進めていくこととされました。

さらに、平成28年には、国において「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、「地域共生社会」が今後の福祉改革の柱として位置付けられるとともに、こうした社会の実現に向けて、既存の福祉サービスを基盤としながらも、住民参加により総合的・包括的に取り組んでいくべき方向性が明確に示されました。

道では、国の動きを踏まえつつ、平成27年に策定した「北海道創生総合戦略」の重点的なプロジェクトの一つとして、住民が集い、互いに支え合う交流の場である「共生型地域福祉拠点」に数値目標を設定し、道内全ての市町村で設置されるよう推進しているところであり、今後とも、地域共生社会の実現に向けた相互扶助の仕組みづくりを支援していきます。



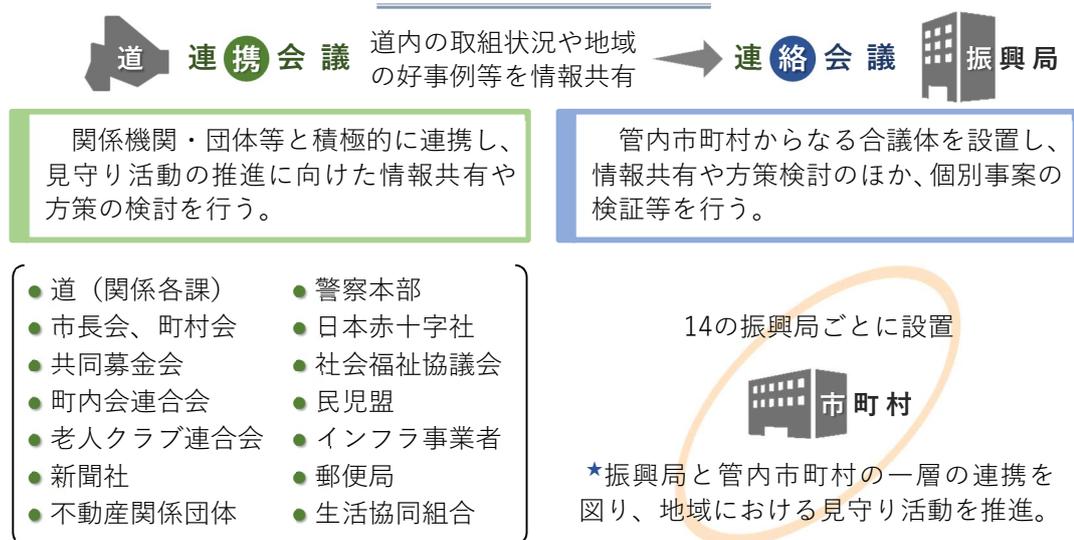
## ② 福祉的な支援を必要とする方への見守り活動 .....

社会福祉法において、市町村が整備に努めることとされている「住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境」は、交流拠点の整備や地域福祉活動に関する研修の実施などがその具体的な取組として挙げられますが、これらを進めていくに当たっては、「自分が暮らしたい地域を考える」という主体的な意識を醸成していくなどといった地域づくりの方向性に留意することとされています。

このうち、住民や民生委員・児童委員、保護司などの福祉関係者による福祉的な支援を必要とする方を対象とした日常的な見守り・支え合いの活動は、社会的孤立を防ぐのみならず、「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちで取り組む住民の拡大につながり、共生の意識が広がっていくことも期待されます。

道では、高齢者や障がいがある方など、見守りが必要な方を地域社会全体で支援する観点から、平成24年に「要援護者を地域で支える関係機関連携マニュアル」を策定し、行政や関係機関・団体、民間事業者等が連携しながら、地域における見守り支援体制の充実強化に向けた取組を行っていきます。

### 見守り活動の取組概要



### ③ 医療的ケア児を支える家族への支援 .....

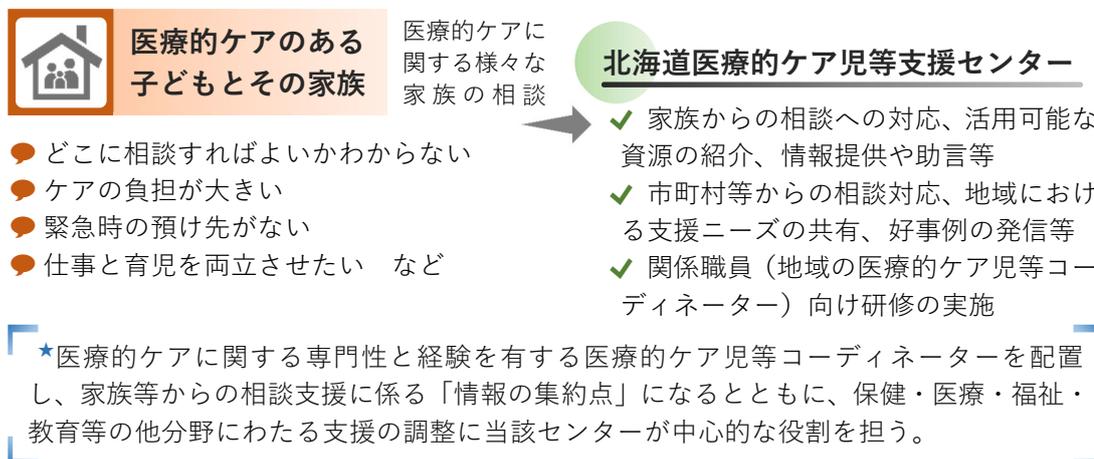
地域共生社会の実現に向けた「包括的支援の強化」は、保健・医療・福祉・教育等の公的支援と住民による支え合いが連動した包括的支援体制の構築を目指そうとするものであり、その具体的な取組として、単独の市町村では解決が難しい専門的な事項に対する都道府県による広域的支援が挙げられています。

高齢者や障がいのある方、子育て世代、ひとり親家庭、医療的ケアが必要な子ども、がんや難病等の慢性疾患がある方など、医療・介護ニーズを持つ方々が地域において自立した生活を送ることができるよう、専門的・包括的な支援を展開していくに当たっては、都道府県による市町村への技術的助言等が必要です。

人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為が日常的に必要な医療的ケア児については、多機関にまたがる支援の調整が重要になることなどから、切れ目のない相談支援体制を構築することが求められており、令和3年には医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）が施行され、医療的ケア児及びその家族への支援を実施することが国及び自治体の責務として定められました。

道では、医療的ケア児とその家族を支援するため、令和4年に「北海道医療的ケア児等支援センター」を設置し、家族や市町村等からの医療的ケア児に関する様々な相談に対応していきます。

#### 医療的ケア児を支える家族への支援に関する取組概要



## 【2】ユニバーサルデザインと多文化共生のまちづくり

---

### (1) 取組の背景と目的

- ▶ 誰もが役割を持ち、活躍できる地域共生社会を実現していくためには、社会的孤立や社会的排除といった課題の解決を図りつつ、住民や地域の多様な主体が参画し、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、地域をともに創っていくことが求められます。
- ▶ また、今後のグローバル化の進展や人口減少傾向を勘案すると、外国人住民の更なる増加が予想されることから、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく、多文化共生の地域づくりを押し進める必要性が高まっています。
- ▶ 地域共生社会の実現に向けた取組は、こうした認識のもと、ユニバーサルデザインと多文化共生の観点から、全ての人にとって生活しやすいまちづくり・ものづくりを目指して行うことが必要です。

### (2) 基本的な進め方（課題）

- ▶ 年齢や障がいの有無などにかかわらず、誰もが地域社会に参加し、安心して暮らすことができる環境づくりを進めていくに当たっては、物理的な障壁のみならず、社会的・制度的・心理的なすべての障壁に対処するという考え方（バリアフリー）とともに、施設や製品等に新しいバリアが生じないように、誰にとっても利用しやすくデザインするという考え方（ユニバーサルデザイン）が欠かせず、この両方に基づく取組を併せて推進していくことが必要とされています。
- ▶ なお、バリアフリーについては、公共交通機関や施設等のハード面での取組だけでなく、実際に利用しやすいものとなるための情報提供などソフト面と一体となった総合的な取組が一層必要であり、こうしたハード・ソフトの充実に加えて、全ての人々が相互に理解を深めて支え合うことができるようにする「心のバリアフリー」の推進が重要です。
- ▶ そして、多文化共生の地域づくりの推進には、地域社会への外国人の受入主体として、行政サービスを提供し、多文化共生の担い手となる自治体が果たす役割は大きいことを念頭に、地域特性や住民理解、外国人住民の実情・ニーズ等を踏まえ、地域に必要な多文化共生施策の基本的な考え方を明確にしておくことが求められています。

### (3) 具体的な取組

#### ① 福祉のまちづくり .....

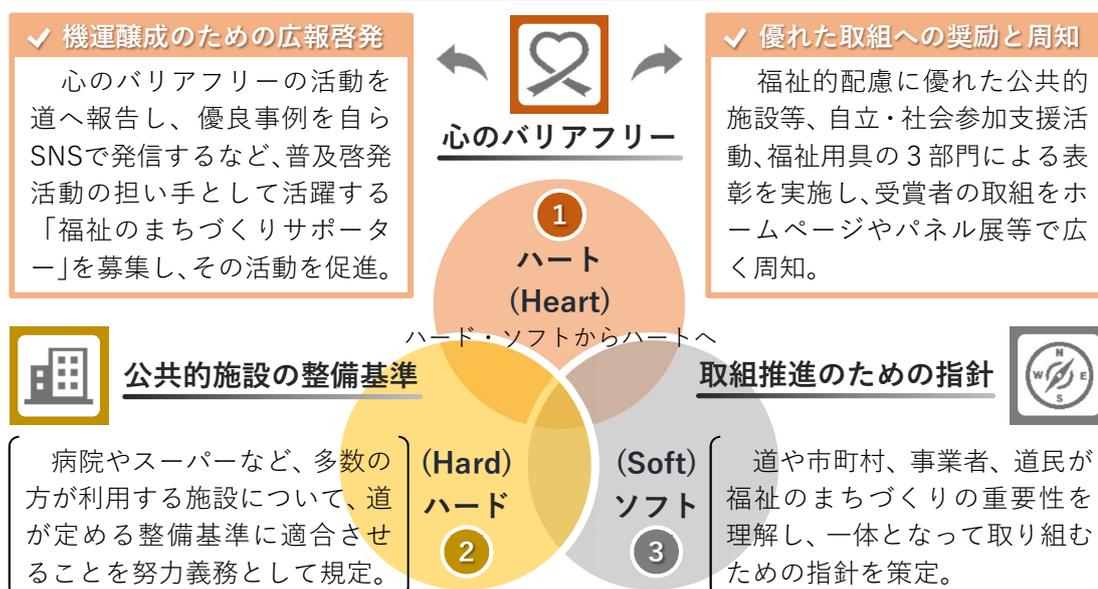
バリアフリー施策に関する法制度については、平成6年に施行されたハートビル法により、高齢者や障がいのある方の円滑な施設利用を図るため、不特定多数の人が利用する施設において、段差のない出入口や幅の広い廊下などの環境整備が努力義務とされました。

その後、公共交通機関や施設でのバリアフリー化が着実に進められる一方で、施設ごとに独立した整備が行われ、連続的なバリアフリー化が図られていないなど、ソフト面での対策が不十分といった課題があったことから、全ての人が暮らしやすいユニバーサル社会の実現を目指すバリアフリー新法が平成18年に施行されています。

こうした法制度の動向を踏まえ、全国の自治体では、いわゆる「福祉のまちづくり条例」を制定し、地域特性に応じたバリアフリー化の促進を図っており、道では、平成10年に同条例を施行しました。

この条例は、公共的施設のバリアフリー化のみならず、道民の幅広い参加による地域福祉推進の考え方を取り入れるなど、ハード・ソフトの両面から総合的に福祉のまちづくりを進めることとしており、地域住民が相互に理解を深め合う「心のバリアフリー」の推進を図ることで、誰もが暮らしやすい地域づくりを目指していきます。

#### 福祉のまちづくり条例に基づく取組の概要



★条例に基づく「北海道福祉のまちづくり推進連絡協議会」で情報共有・連絡調整を行う。

## ② 多文化共生に向けたまちづくり .....

国際的に生産年齢人口の伸びが低下し、先進国では労働力不足が顕著になっている中、平成30年の出入国管理法等の改正により、今後、新たな在留資格制度の創設に伴う特定技能を有する外国人の増加が見込まれています。

本道においては、全国を上回るスピードで人口減少が進行し、様々な業種で人手不足が深刻化しており、こうした外国人材を受け入れていくことは、持続的発展を図る上で、ますます重要になります。

外国人材の受入に当たっては、適正な雇用管理や在留管理はもとより、地域社会の一員として互いの文化や生活習慣を理解・尊重し、共に生きていく多文化共生社会の実現を図ることが大切です。

道では、国の施策とも連動しつつ、道内の地域や企業等が外国人材を円滑に受入れ、外国人が安心して働き、暮らしていけるよう、「外国人材の受入拡大・共生に向けた対応方向」を策定し、「外国人に選ばれ、働き暮らしやすい北海道」の実現に向け取り組んでいきます。

### 外国人材の受入拡大と多文化共生に向けた取組の概要

#### 受 入 拡 大 ・ 共 生 に 向 け た 課 題

| 外国人材   | 道内企業等  | 地域住民   |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>来道した後の日本語能力の向上</li> <li>日本の文化や地域の慣行に対する理解の促進</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人材の採用に関するノウハウの習得</li> <li>労働環境の適正化や住居確保、生活支援への対応</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人増加に対する不安感の解消</li> <li>コミュニケーション充実と共通理解の促進</li> </ul> |

〔各種取組の推進により、「外国人に選ばれ、働き暮らしやすい北海道」を目指す。〕

#### 取 組 の 基 本 方 向 と 主 な 施 策

|   |  |
|---|--|
|  | <b>① 外国人と共に暮らすことの重要性を理解できる環境をつくる</b><br>啓発活動の推進や日本人と外国人との共同行事の開催、キーパーソンの育成 |
|  | <b>② 外国人が安全に安心して暮らせる環境をつくる</b><br>情報提供・相談体制の充実、住宅確保の環境整備、外国人児童生徒への教育の充実等   |
|  | <b>③ 外国人が日本の文化や地域の慣習・慣行を理解できる環境をつくる</b><br>日本語学習の支援、多言語化環境の推進 行政・生活情報の提供等  |
|  | <b>④ 業界や企業等における受入環境づくりを支援する</b><br>行政・業界団体との連携、外国人材の就業支援、適正な雇用管理・就業環境の啓発等  |
|  | <b>⑤ 北海道で働き暮らす魅力を外国人材にPRし、呼び込む</b><br>海外の関係機関とのネットワーク構築、道内の就業環境や生活環境の情報発信  |

### 【3】災害時に備えた地域支援体制の構築

---

#### (1) 取組の背景と目的

- ▶ 市町村が包括的な支援体制を確保するに当たっては、災害の発生を想定した体制構築を行う必要があり、その対応・対策の方向性について、福祉の関連計画においても具体的に記載することが望ましいとされています。
- ▶ 都道府県及び市町村は、災害対策基本法の規定により、地域防災計画を策定し、予防・応急・復旧等の災害対策を実施するに当たり、防災関係各機関が住民の生命・身体・財産を災害等から保護するための対策を定めることとされています。
- ▶ また、地域防災計画において市町村は、災害時に被災者を滞在させるための避難所を確保するとともに、高齢者や障がい者など災害時に配慮を要する方の滞在を想定し、「福祉避難所」を指定することが求められています。
- ▶ こうした被災者支援は行政の責務ですが、東日本大震災後の平成25年における法改正により、ボランティアによる防災活動が災害時に果たす役割の重要性に鑑み、国及び自治体は、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めることが努力義務化されるなど、防災活動の環境整備が進められています。

#### (2) 基本的な進め方（課題）

- ▶ 近年の災害時は、被災者から寄せられるニーズに寄り添い、より適切で効果的な支援を行うために、被災地内外の行政組織や社会福祉協議会、NPO、ボランティア等が、災害担当の行政組織と協働で被災者支援に当たるといった流れが定着しつつあり、こうした連携・協働は、今後の被災者支援活動の更なる広がりを生み出すために不可欠な要素となっています。
- ▶ 主に社会福祉協議会が設置・運営する「災害ボランティアセンター」では、行政をはじめとした関係機関との連絡調整、被災者からのニーズ把握とボランティア活動のマッチング、資機材の調達、情報発信など、多様な被災者支援活動を行っており、大規模災害に備えるためには、平時から連携体制を確立しておくことが重要です。

### (3) 具体的な取組

#### NPOやボランティアとの連携・協働した被災者支援活動 ……………

被災時には、行政のみならず、社会福祉協議会やNPO、ボランティア等の様々な主体が被災者の生活支援と被災地の復興を目指して災害対応に当たります。

被災者支援に取り組む主体は近年多様化しており、効率的かつ円滑な支援の実施に向けては、各種の主体が互いに連携し、調整を図る必要性が高まることから、「行政」「災害ボランティアセンター（社会福祉協議会）」「NPO等」の三者が協働していくことが重要とされています。

この三者のうち、災害ボランティアセンターは、被災者支援の調整に中心的な役割を果たす機関であり、大規模災害の発生時に同センターを円滑に設置・運用するためには、平時から市町村と社会福祉協議会との間で協定等を締結し、役割分担を明確にしておくことが大切です。

道内では、平成28年8月の大雨災害による復旧対応を踏まえ、地域における災害時のボランティア活動がより円滑に進められるよう、平成29年4月に北海道社会福祉協議会が主体となって常設の「北海道ボランティアセンター」を開設し、全道レベルのネットワーク会議やコーディネーターの養成、市町村におけるセンター設置・運営マニュアル策定に向けた働きかけを行っており、道としては、振興局単位で市町村等を対象とした会議を開催するなどして、こうした取組を支援していきます。

